

熱中症には気をつけて下さい
熱中症による建設業の死傷者202人。
死亡者は11人。業種別では最多。
暑さによる注意力の低下、睡眠不足による
疲労の蓄積等により労働災害が増えてきます。
水分と塩分の補給と休憩は小まめに。



発行所
奈良県建築労働協同組合
橿原市小綱町9番8号
電話 (0744) 22-5115 (代)
FAX 22-9111
発行人 本部執行委員会
http://www.narakenchiku.com
access-mail@narakenchiku.com

命を守るために ヘルメット着用の徹底を

ヘルメット（保護帽）の着用、高所作業での仮設足場の設置・安全帯着用を順守されていますか。近年、墜転落災害による死亡者が増えています。

労働安全衛生規則に基づく 保護帽着用が義務付けられている主な作業

1	不整地における5トン以上の運搬車の荷の積み下ろし作業	12	鋼橋架設等作業
2	5トン以上の貨物自動車の荷の積み下ろし作業	13	木造建築物の組立等作業
3	建設工事でジャッキ式つり上げ機械を用いて行う荷のつり上げ、つり下げ等作業	14	コンクリート造の工作物の解体または破壊作業
4	型わく支保工の組立作業	15	コンクリート橋架設等の作業
5	地山の掘削作業	16	2m以上の高所作業
6	明り掘削作業	17	物体の飛来のおそれのある場合
7	土止め支保工作業	18	高層建築物等でその上から物体が飛来または落下するおそれのある作業
8	ずい道等の掘削作業	19	足場の組立等作業
9	ずい道等の履工作業	20	高圧活線近接作業
10	ずい道等の建設施行	21	低圧活線近接作業
11	鉄骨の組立等作業		

統計から見るヘルメット着用の重要性

平成27年分のはしご等からの墜転落による死亡災害の約73%は頭部負傷

ヘルメットは労働安全衛生規則により建設業は上記表の作業で着用が義務付けられています。墜転落だけでなく、飛来物や感電などからも頭部を保護する目的があるので着用を徹底してください。

ヘルメットは労働安全衛生規則により建設業は上記表の作業で着用が義務付けられています。墜転落だけでなく、飛来物や感電などからも頭部を保護する目的があるので着用を徹底してください。

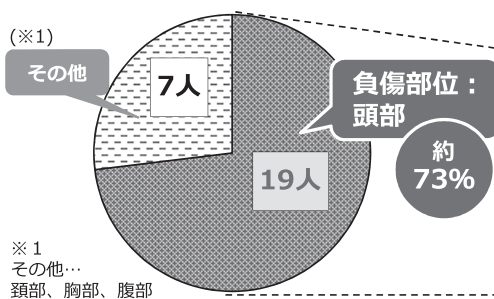
ヘルメットを着用していないという結果になります。死亡した16名がヘルメットを着用していれば、多くの設置して作業中の墜転

ヘルメットは労働安全衛生規則により建設業は上記表の作業で着用が義務付けられています。墜転落だけでなく、飛来物や感電などからも頭部を保護する目的があるので着用を徹底してください。

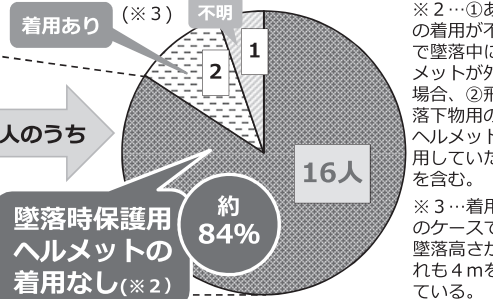
ヘルメットを着用していないという結果になります。死亡した16名がヘルメットを着用していれば、多くの設置して作業中の墜転

ヘルメットを着用していないという結果になります。死亡した16名がヘルメットを着用していれば、多くの設置して作業中の墜転

①「はしご等」からの墜落・転落死亡災害における負傷部位【平成27年分（26人）】



② 墜落時保護用ヘルメットの有無【頭部負傷の場合のみ集計（19人）】



※2...①あご紐の着用が不十分で墜落中にヘルメットが外れた場合、②飛来・落下物用のみのヘルメットを着用していた場合を含む。
※3...着用ありのケースでは、墜落高さがいずれも4mを超えている。

現場従事者の処遇改善・賃金引上げを！

関西地協・大手企業交渉

関西地協では5月23日と29日に大手ゼネコンと住宅企業に対し、建設従事者の処遇改善を求める要望書に基づいて交渉を実施しました。

交渉先企業は積水ハウス・大和ハウス・住友林業・大林組・大成建設・清水建設・長谷工・奥村組の8社となりました。現場施工を支える二次以下の建築業者・労働者の大幅な処遇改善を求めるため、「賃金単価引上げ、働き方改革への対応、不払い問題等」の要望項目に対して回答を求めました。



組合側と企業側との賃金引上げ交渉

しかし、一人親方などでは現場強制閉所への抵抗やもっと従事したいという希望もあり、現状は様子を見ながら技能労働者の検証していく予定にしている。不払いについては2013年に1件あったがそれ以来発生していない。労災隠しはもつてのほか。申告しやすい雰囲気づくりに努めているとの回答

1983年から継続して行っている関西地協大手企業交渉は、重層下請構造の頂点に立つ元方企業に現場の実態を知り要求に耳を傾けてもらうことが必要であることから、企業側と組合側の共通認識のもとで行われています。

ゼネコン・住宅企業への要請書（抄）

・国による技能労働者の適切な賃金水準を確保の要請を踏まえ、「生活に必要な賃金」月額60万円、年収720万円以上を要求。この賃金水準の確保に向けて発注単価の改善ならびに下請企業に対する指導をして下さい。

・一次業者に支払う法定福利費は、加入状況によって減額せず、提出された見積書を尊重し、労務費×15%程度を基準に支払ってください。

・不払い問題が発生した場合、建設業法41条2項・3項に基づき「賃金」「工事代金」などの立て替え払いを速やかに行い、下請け業者などを救済して下さい。

建築物の解体・改修の

石綿事前調査結果の
電子報告が始まっています。

令和4年4月1日以降に着工する、解体・改修工事を対象として、石綿に関する事前調査結果を、労基署・自治体に報告する制度です。

建築物の解体・改修工事に伴うアスベスト（石綿）飛散防止対策の強化のため、石綿障害予防規則や大気汚染防止法などの関係法令が改正されています。

R3年4月から義務化されている主な事項は、事前調査の方法の明確化（設計図書等と目視で確認）、事前調査結果の保存（3年間）と現場への備え付け、作業実施状況の写真等による記録・保存（3年間）、石綿含有成形板等の除去に対する規制（切断等の原則禁止など）、吹付石綿・石綿含有保温材等の除去に対する規制（資格者による取り残しの確認）などになります。

令和4年4月1日以降は、解体工事部分の床面積合計が80㎡以上の解体工事、請負金額が100万円以上の改修工事については、石綿の有無に関らず、施工業者が作業開始前に現場管轄の労働基準監督署並びに都道府県へ届出ることが義務化されています。

※奈良県の窓口は県景観・環境総合センター／桜井市栗殿（※奈良市は除く）
また、令和5年10月施行では「事前調査の有資格者（一般建築物石綿含有建材調査者）による実施」などが義務化されます。

◆罰則として、石綿障害予防規則による違反は6ヶ月以下の懲役または50万円以下の罰金、大気汚染防止法違反では①除去等の方法違反の場合、3ヶ月以下の懲 役または30万円以下の罰金、②事前調査の未報告・虚偽の報告の場合は30万円以下の罰金となります

詳しくは、厚生労働省、環境省のホームページ等でご確認ください。

2022年（令和4年）4月より ※石綿の有無に関らず
事前調査結果等の届出が義務化

パソコン・スマートフォン等による電子報告にて行います。

（下記参照）

電子申請の場合は、労働基準監督署・自治体に出向くことなく、一度の操作で行えます。やむを得ない事情がある場合は、書面で提出も可能です。書面で提出する場合は、現場管轄の労基署と都道府県へ届出が必要です。

石綿事前調査結果報告システム

<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/>

※システムの利用には認証システム「GビズID」を取得していただく必要があります。

- ①解体工事部分の床面積が80㎡以上の建築物の解体工事
②請負金額が100万円以上の建築物の改修工事
③請負金額が100万円以上の特定の工作物の解体・改修工事

※②建築物の改修工事とは、建築物に現存する材料に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいい、リフォーム、修繕、各種設備工事、塗装や外壁補修等であって、既存の躯体の一部の除去・切断・破砕等を伴うものを含みます。

2023年（令和5年）10月より
事前調査を行う者の要件が新設

建築物の事前調査は、厚生労働大臣が定める講習を修了した者（以下の資格）に行わせることが義務化

- ①一般建築物石綿含有建材調査者
②特定建築物石綿含有建材調査者
③一戸建て等石綿含有建材調査者
※③は一戸建て住宅・共同住宅の内部に限定

規格不適合の墜落制止用器具の
使用中止と回収

皆さんの安全を守るため適正な
墜落制止用器具を使用して下さい

厚生労働省は高所作業等の際に使用が義務付けられている墜落制止用器具（フルハーネス型安全帯、胴ベルト）の安全性を確認するため、国内で販売されている製品の構造、性能、強度等の試験を行う買取試験を実施しています。

昨年度の買取試験の結果、一部の製品で国の定める規格に適合していないものが下表の通り確認されました。購入された製品に関する問い合わせはメーカーまたは販売店にお願いします。

また、厚労省では販売者に対して当該製品の回収を要請するとともに、使用を中止するよう広く注意喚起するためウェブサイトでその事実を公表しています。

(株)データコンプレッションズ	フルハーネス・HS2201-SA1(同社)
	ランヤード・HS2201-SA1(同社)
(株)正真	フルハーネス・型番なし(同社)
	ランヤード・型番なし(同社)
(株)TOWA	ランヤード・TWNHLY150A(同社) (Lot.T2301に限る)
合同会社ログソルJAPAN	ランヤード・LOG-H101(同社)
(株)NTR	ランヤード・KB02(株)コンプリート)
	ランヤード・EJP21(光円電工)
	ランヤード・型番なし(XBEN)
	ランヤード・KB02(QAZKOKO)
	胴ベルト型・TB-KD-18(光円電工)
IIWOJ	胴ベルト型・GJ-HSC-01(光円電工)
	ランヤード・TW-WJ-06(IIWOJ)
Shandong Guangjia Rope Net	胴ベルト型・TB-KD-14(光円電工) 胴ベルト型・TB-WJ-02(IIWOJ) 胴ボルト型・型番なし (FODME)

◆規格で定める要件を満たしていないことが判明した墜落制止用器具

建築物石綿含有建材調査者講習
（一般）開催のご案内

主催：（公社）奈良県労働基準協会

日 時 9月17日(火)～18日(水)／9時30分～17時

場 所 奈良新聞社／奈良市法連町 ／定員48名

日 時 11月12日(火)～13日(水)／9時30分～17時

場 所 組合本部会館 ／定員48名

受 講 料 46,530円

受講資格 「石綿作業主任者技能講習の修了」や「学歴に応じた建築の実務経験」や「建築に関して11年以上の実務経験を有する」など受講資格が必要。

申 込 先 申込書と受講料の提出先は「奈良県労働基準協会」まで。

※受講申込書は組合本部にもありますのでご連絡頂ければFAXさせていただきます。

北葛支部

防災パトロール

暑さ厳しい夏を迎え、
怪我ゼロを呼び掛ける

6月11日（火）に防

災パトロールを支部参
役3人、各分会長防災
委員5人の合計8人で
北部4町を4人、南部
2市を4人で本部宣伝
カー台と支部の車に分
かれ防災パトロールを
行いました。

各工事現場でのヘル
メット等の安全具着用
と安全な服装、現場の
整理整頓、足場の安全
合への加入紹介も

お願いしました。
これから暑く体調管
理の大変な時期に入り
ますが、無理なく安全
第一で事故災害がない
ように皆様の健康と安
全をお祈り致します。
（支部長 松井宏之記）



役員8名で防災パトロール

北葛支部 組織拡大イベント

バザー&包丁研ぎ

6月16日（日）組
織拡大イベント「包
丁研ぎ&バザー」を

北葛支部にて開催し、
早朝より11名の組合
員さんが準備に取り
掛かりました。

包丁研ぎは本格的

な機械などを使って、
1本1本丁寧に仕上
げていきました。バ
ザー売り場では組合
員さんから提供して
いただいた工具や日
用品などを、お値打
ち価格で販売してお
り、「宝探してみたい
で楽しい」とご来場



バザーも包丁研ぎも大好評でした。

+

今月の労災事故件数

（令和6年5月21日～
令和6年6月20日まで）

一人親方7件／一括有期5件

項 目	一人 親方	一括有期		合計
		職人	業主	
1. 墜落・転落	2	0	0	2
2. 転倒	1	0	1	2
3. 飛来・落下	0	0	0	0
4. 電動工具	0	1	1	2
5. 切れ・擦れ	1	1	1	3
6. 踏み抜き	0	0	0	0
7. 破壊・倒壊	0	0	0	0
8. 動作の反動・無理な動作	2	0	0	2
9. 交通事故	0	0	0	0
10. その他（激突・感電等）	1	0	0	1
合 計	7	2	3	12

ようこそ
組合の仲間へ

令和6年6月新加入（敬称略）

支 部	氏 名	年 令	職 種	紹介者
北 葛	小倉 利一	80	電気工事	藤井本正明
北 葛	佐武 克吉	69	電 工	小畦隆次(奈良)
北 葛	下田 敏弘	52	電 工	松井 宏之
北 葛	関根 誠	43	大 工	元神 満治
檀 原	田中 匠	17	鳶 工	岩崎 真吾
檀 原	向 昂	33	土 木	向 延博
檀 原	和田 昌泰	50	地質調査	今堀泰久(北葛)
御 所	坂岡 拓己	18	鳶 工	阪口 将太

心からご冥福をお祈りいたします

亡くなられた仲間

令和6年5月死亡

天理支部	黒住 正明 氏	大 工 (75歳)
檀原支部	細井 廣志 氏	電気工 (76歳)

情報コーナー

各種試験・技能講習のご案内
奈良県労働基準協会や建災防奈良県支部では
各種技能講習会をおこなっています。

※（組本）は組合本部が会場

◎奈良県労働基準協会主催

問合せ先 0742-13612040

○玉掛け技能講習

学科 7月11日～12日（組本）実技 7月16日

○建築物石綿含有建材調査者講習

学科 7月9日～10日

○有機溶剤作業主任者技能講習

学科 7月18日～19日

○石綿作業主任者技能講習

学科 8月8日～9日

◎建設業労働災害防止協会主催

問合せ先 0742-12213345

○足場の組立て等作業主任者技能講習

学科 9月11日～12日

○石綿作業主任者技能講習

学科 令和7年1月28日～29日

○建築物石綿含有建材調査者講習

学科 9月18日～19日

○フルハーネス型安全帯使用特別教育

学科 11月6日

○足場の組立て等業務に係る特別教育

学科 11月21日

申込みは労働基準協会並びに建災防奈良県支部まで
お問合せ下さい。
基準協会や建災防ホームページでも確認できます。

組合員 2,252名 支部組織人員（令和6年6月20日現在）

奈 良	135
生 駒	180
山 添	30
都 祁	18
郡 山	58
斑 鳩	44
天 理	160
東宇陀	17
田原本	72
北 葛	297
桜 井	123
香 芝	104
宇 陀	130
檀 原	490
菟田野	41
東吉野	20
御 所	82
吉 野	51
中吉野	66
五 条	97
川 上	11
西吉野	7
天 川	2
十津川	14
下北山	3
合 計	2,252

『先月より2名減』

奈良建築青年部協議会 遠征幹事会

広島市で組織拡大の奮闘と成功を誓う

6月2～3日に奈良県青年部遠征幹事会を広島県の地で開催しました。中田議長を含む21名の参加がありました。

バス車中において青年部幹事会を開催し、1日目見学地の厳島神社は推古天皇元年（593年）、佐伯鞍職が創建。その後平清盛が安芸守になったことにより、厳島神社を厚く信仰することとなりました。武士として初めて太政大臣となった清盛は、仁安3年（1168年）頃に現在のよ

うな寝殿造りの海上社殿を造営したといえます。その後、1571年に毛利氏により御本社本殿改築や反橋や大鳥居の再建など大規模な修復が行われたそうです。

2日目は平和記念資料館で原爆被爆者の体験や思いを伝える展示物を見学したのち、大和ミュージアムを見

学しました。国力面におけるアメリカ側の量的優位に対して日本が質で対抗した艦であり、当時の最新技術を結晶した軍艦模型を見学しました。

夕食懇親会では未来の青年部のあり方や今後の活動計画等について語り合い、活発な意見が飛び交って瞬く間に時間終了となりました。



組合の将来を担う青協幹部役員の皆さん

空き家・リフォーム 仕事確保に役立てよう

各市町村で助成金制度設置

県内市町村で実施されている住宅リフォーム助成制度（3市3町1村）

自治体	交付対象工事一例	補助金
桜井市	新築または増築、改築及びリフォーム内装工事をする場合。新築は県産材及び内装材の総材量が5㎡以上使用。増改築は県産材及び内装材の総材量が2㎡以上使用。内装工事は県産材及び内装材の総面積が20㎡以上使用。※市内施工業者が行う場合は、さらに5万円を加算。	市内商品券 最大20万円
大和郡山市	窓の断熱改修、または外壁・屋根・天井・床の断熱改修をいずれか含んでいること。外構工事の費用を除く工事に要する総費用が50万円以上	市内商品券 一律5万円
宇陀市	住宅・店舗の新築やリフォーム等の際に、宇陀市産木材を使用した方。構造材または内装材ら利用した、宇陀市産木材購入費の半額。	市内商品券 最大10万円
広陵町	一般的なりフォーム工事全般（経費が20万円以上）※塀、柵などの外構工事やシステムキッチン、便器などの設備備品が対象外。	最大10万円
下市町	町内の製材所で購入した、吉野郡内で生産又は製材された木材を使用した改修、修繕、改修、増築工事であること。工事費用が20万円以上	最高20万円
河合町	居住部分の修繕、改修・壁紙の張り替え、外壁の塗り替え、屋根の葺き替え、バリアフリー化、建具・ガラス・給排水その他住宅の模様替え等のための工事	最大10万円
川上村	新築・リフォーム・購入する方に、対象経費の1／2を補助。川上産吉野材を2㎡または20㎡以上使用した場合の新築・リフォーム、村の耐震診断を受診した耐震リフォームには上限200万円。	上限 100万円

※詳しいことは該当市町村の関係窓口へお問合せください。

空き家の改修等に対する補助金がある自治体

奈良市	空き家・町家バンク活用住宅支援補助金（荷物撤去・改修・購入費用一部補助）
香芝市	空き家対策支援事業（除去・改修に補助）
御所市	空き家・町家バンク活用住宅支援改修費補助金
山添村	空き家改修事業補助金
曽爾村	空き家改修補助金
明日香村	空き家リフォーム工事補助金（工事施工業者は原則として村内事業者）
吉野町	定住促進空き家改修事業補助金（空き家バンク登録）
下市町	定住促進空き家改修事業補助金（空き家バンク登録）
天川村	空き家改修事業等補助金
十津川村	空き家情報バンク活用支援(改修修繕)補助事業・空き家等解体事業補助金
東吉野村	定住促進空き家改修事業補助金
黒滝村	空き家リフォーム工事補助金（空き家バンク登録）
野迫川村	空き家改修事業補助金（空き家バンク登録）
三郷町	空き家リフォーム補助金

※上記以外の自治体でも様々な助成金制度がありますので詳しくは各市町村でご確認して下さい。

空き家対策や住宅リフォームへの需要が高まっていることから、県内各市町村では様々な助成金制度を設けています。組合員皆さんの仕事確保に繋がられるようご活用ください。

「点検商法」といわれる詐欺行為が全国で発生し、安心して頼める地域の建築業者の存在を住民に周知していくことも詐欺被害を防止する上で大切です。

新型コロナウイルス感染症は、あらゆるところで社会的・経済的な混乱を巻き起こしました。経営基盤が弱い弱な中小建設業の倒産件数が今も増えています。また、様々な要因により物価高騰により建材価格も大きく上昇し、住宅の新築・リフォームの工事費用は上昇を続けております。

そして、いわゆる「事前調査」の義務化などアスベスト建材の適正処理に係る費用の増加などでのリフォーム工事が必要とする市民の負担感が増しています。

また、「点検商法」といわれる詐欺行為が全国で発生し、安心して頼める地域事業者の存在を住民に周知していくことも詐欺被害を防止する上で大切になっていきます。

住宅のリフォームは住民の住生活・住環境の向上をもたらすだけでなく、地域の多岐にわたる産業に経済波及効果をもたらします。私たちの組合でも仕事の全体量を増やすこと。地域経済活性化を目的に、各支部では首長や議会議員への地道な要請行動を行っています。現在は大和郡山市・桜井

市・河合町・広陵町・下市町・川上村・宇陀市で助成制度が創設され、全国で500を超える自治体で創設されています。

リフォーム助成制度の大きな魅力は、その地域住民でもある建築業者を利用することが条件で、組合員にとっては大きな仕事確保の一助となります。この制度を住民に上手く説明し、仕事確保の一つにつなげていくことが大切です。引き続き、県下すべての市町村にリフォーム助成制度の創設を求めて、要請行動を続けていきます。

※広陵町の住宅リフォーム助成

町民が自己の居住している住宅を、町内の住宅リフォーム登録業者を利用し、20万円以上の通常のリフォーム工事に対して助成。

対象工事・・・壁紙の貼り替え、外壁の塗替え、屋根瓦葺替え、台所等給排水の改修、トイレ設備改修、その他住宅の模様替え等のための工事

対象工事費	助 成 額	助成上限額
10万円以上	対象工事費の総額の10%	10万円を限度

働き方改革関連法

時間外労働の上限規制など

2024年4月から全面適用

「働き方改革関連法」は2019年4月から順次施行され、労働者を雇う事業主には労働時間の記録・管理、割増賃金の支払い、有給休暇の年5日取得義務、関係書類の整備など、適切な対応が求められています。

また同法は、2024年から全面適用となり、建設業にも「時間外労働の上限規制」（原則として月45時間・年365時間）が適用されます。

時間外労働に関しては、注意が必要です。「1日8時間・1週40時間」と法で定められています。例えば日曜日が法定休日で、1日8時間労働の場合、月～金曜日の5日間で週40時間労働に達するため、土曜日の労働は「時間外労働」となります。

また、1ヶ月の時間外労働が60時間を超えた場合、割増賃金率は50%以上（改定前は25%以上）となります。

事業主については、改めて法の内容を把握し、その上で具体的な対応を進めることが必要となります。

全建総連では働き方改革関連法について理解を深めるためのリーフレットを作成しており、労働条件通知書、36協定届、法定3帳簿（出勤簿・賃金台帳・労働者名簿）など、ひな形を作成しています。いずれも全建総連のホームページで公開しています。

※個人事業所・法人事業所、従業員の人数を問わず、従業員の人数を問わず、従業員を時間外・休日労働させる場合は、36協定届の届出が必要となります。時間外・休日労働が月30分、1時間であっても届出が必要となるので注意が必要です。

届出がお済でない方は、事業所管轄の労働基準監督署に届出を行いましょう。

「時間外労働の上限規制」の概要

中小企業

月60時間を超える時間外労働に係る割増率は「50%以上」に

○「時間外労働」の考え方

たとえば、日曜日を法定休日と定めた場合…

月 8:00～17:00（休憩1時間）	法定労働時間 1日8時間×5日 ＝計40時間
火 8:00～17:00（休憩1時間）	
水 8:00～17:00（休憩1時間）	
木 8:00～17:00（休憩1時間）	
金 8:00～17:00（休憩1時間）	
土 8:00～17:00（休憩1時間）	時間外労働
日 法定休日	

土曜日の8:00～17:00は時間外労働になります

熱中症にご注意を

こまめな水分・塩分補給と十分な休憩を

熱中症が発生しやすい季節になりました。建設現場は高温多湿な現場で作業することも多く、特に熱中症を生じやすい労働環境にありますので、正しい知識と適切な応急処置が必要です。次のような症状が出た場合、熱中症を疑ってください。

- ①軽度の症状（現場での応急処置で対応できる）めまい、立ちくらみ、筋肉痛、汗がとまらない
- ②中程度の症状（病院への搬送が必要）頭痛、吐き気、体がだるい（倦怠感）、虚脱感
- ③重度の症状（入院して集中治療の必要性がある）意識がない、けいれん、高い体温である、呼びかけに対して返事がおかしい、まっすぐに歩行・走行できない

熱中症が疑われたとき

死に直面した緊急事態であることを、まず認識しなければなりません。重症の場合は救急隊を呼ぶことと同時に、現場ですぐに体を冷やすことが大事です。

①涼しい環境への避難

風通しのよい日陰や、できればクーラーが効いている室内などに避難させましょう。



②脱衣と冷却

衣服を脱がせて、体から熱の放射を助けます。皮膚に水を掛けて、うちわや扇風機等で扇ぎ、体を冷やします。



体温の冷却は出来るだけ早く行う必要があります。

重症者を救命できるかどうかは、いかに早く体温を下げる事ができるかにかかっています。

③水分・塩分の補給

冷たい飲み物を飲ませます。冷たい飲み物は、胃の表面で熱を奪います。大量の発汗があった場合には、汗で失われた塩分も適切に補えるスポーツドリンクなどが最適ですが、食塩水（1ℓに1～2グラムの食塩を入れたもの）でもよいです。



呼びかけや刺激に対する反応がおかしいなど意識障害がある場合には、経口から飲ませることは危険です。

④医療機関へ運ぶ

自力で水分の摂取ができないときは、緊急で医療機関に搬送しましょう。



組合に集まる仲間を増やして不況打開へ！～組合未加入の方を
紹介してください～

「声を大きく、団結を大きく」して仕事とくらしを守ろう！

私たちの切実な要求の実現には「数の力」（組合力）がカギをにぎります。

「きびしい今こそ仲間の支えあい」～多くの仲間の協力が必要です！

仲間の皆さんの「日常のつながり」を活かして未加入者をご紹介ください。

組合が大きくなれば、魅力・メリットも充実・発展へ！

建設国保や共済などの事業は仲間が増えれば充実・発展につながります。



奈良建築青協活動

家族レクリエーション

モルック大会は大盛り上がり、76名の大家族がBBQを通じて交流

5月26日に平成榛原子供のもり公園において、奈良青協の恒例イベントである家族レクリエーションを開催しました。当日は朝から天候も良く、6支部より大人56名と子供20名の計76名と多くの参加者となりました。大人達はビール片手に炭を囲んで楽しく歓談され、子供たちは遊具や噴水広場で遊んでいました。

今回はモルック大会をすることとなりました。モルックとはフィンドランドのカレリア地方の伝統的なキックというゲーム元に開発されたスポーツで50点先取した時点でゲーム終了です。下手投げで行うのが基本で順番にモルックを投げてスキットルを倒します。1本しか倒れなかった場合は「倒れたスキットルに書かれている数字」点数となります。

各支部対抗戦で皆さんは大いに盛り上がりました。

ちびっこ向けのおもちゃのくじ引きが始まると、目当ての景品を狙うために長蛇の列と



モルック大会が大いに盛り上がる



76名もの家族が参加されました

なりました。

この公園の良いところは敷地が広く、子供の遊具が充実し安全でもあることから、大人達ものんびり出来るころだと思っています。

家族レクリエーションの最大の魅力は、各支部から集まった青年層仲間が組合活動の悩みや魅力、仕事の近況などを語り合ったりして親交を深められるところです。同時に奥さんや家族にも組合活動への理解も得られることが一番です。

(本部書記 加藤記)



青年組合員のみなさん
青年部に入ろう!

苦労も喜びも共有する同世代の仲間です！
一人より二人です。

青年部は建築現場で働く概ね40歳以下の青年が加入しています。みんなで集まりワイワイと交流し、“楽しみつつ学ぶ”を合言葉に様々な取り組みをしています。

各支部青年部では幼稚園での奉仕活動・地域フェスタでの木工教室・家族レクリエーション(BBQ・潮干狩り)など精力的に活動しています。

奈良建築青協では仕事上の悩みや組合活動等について話し合ったり、建築知識を深めるための学習会、ゴルフやボーリング大会、家族会BBQ等で交流を深めています。

全国青協や関西青協では諸会議や交流集会等で交流を図り情報交流も行っています。

何よりも職人の手が足りない、工期に間に合わないなど、どうしようかと困ったときには、仲間同士の横のつながりを活かし助け合っています。

青年部に参加して、まずは一緒に楽しく活動してみませんか。

ビバホーム榎原店で第3弾の組合宣伝

3回目の組合宣伝行動として、6月12日(水)の朝8時から9時までビバホーム榎原店において、榎原支部より浅岡支部長はじめ瀬川さん、花岡さん、森本さん、古川さん、五條支部からは番匠支部長、青年部長の山崎さんの協力を頂き、本部からは安田副委員長と書記2名が参加して宣伝行動を実施しました。

現場で使用する資材を購入するために来店された建築職人の方、職人風の方たちにも声を掛けて約50人の方々に組合パンフやティッシュを手渡しました。

手渡す際には、「二人親方労災や職人のため健康保

険(中建国保)を取り扱っています。何かあれば問合せて下さい。」と声掛けをし、是非、組合加入して下さいとお願ひしました。

建築組合を知ってもらい上では小さなきっかけかも知れませんが、行動を積み重ねていくことで今後の大きな成果に繋がると信じています。

(本部書記 松田記)



笑顔で来店した職人さんに声掛け

仲間や建築現場の紹介をお願いします

組合では春と秋に組織拡大強化月間を設けて、新規加入者100名を目標に各支部組織拡大運動に取り組んでいます。

現場や取引先や友人知人など、組合に未加入の建築関係の方がおられましたら、事業主・一人親方・職人を問わずご紹介をお願いいたします。

組合事業内容として中建国保、労災保険、税金申告、建設業許可などの相談を詳しくご説明させていただきます。

ご紹介いただける方がおられましたら、組合本部または所属支部までご連絡ください。

皆さんによる「未加入者の掘り出し」と「声かけ」が最大の力となります。

※紹介者にはクオカード(500円券)を呈呈させて頂きます。



宣伝行動に参加された榎原と五條支部の皆さん